

★賢く★
みんなの
年金学

年/金/を/受/け/て/い/る/皆/さ/ん/へ

こんなときには、 こんな手続きを

問合せ先 熊本東社会保険事務所 ☎096-367-2500

◆ 誕生月が来たとき

年金を引き続き受け取るためには、毎年誕生月の初めごろに、社会保険業務センターから自宅に送付される「年金受給権者現況届」(現況届)を提出しなければなりません。現況届に必要事項を記入の上、必ず誕生月の末日までに、社会保険業務センターに到着するよう返送してください。

◆ 住所や年金の受取場所を変えるとき

速やかに「年金受給権者住所・支払機関変更届」を社会保険事務所に提出してください。支払機関を郵便局から銀行などへ変更するときは、その金融機関で預金通帳の記号番号について証明を受けてください。また、銀行などから郵便局の「郵便振替」に変更するときは、郵便局で郵便振替口座の口座番号についての証明を受けてください。

住所が変わるときは、社会保険事務所などへ届

けを提出すると共に、旧住所の郵便局にも届け出てください。

◆ 年金証書を汚したり、なくしたりしたとき

「年金証書再交付申請書」を最寄りの社会保険事務所に提出して、「年金証書」の再交付を受けてください。

◆ 氏名が変わったとき

結婚や養子縁組などにより氏名が変わったときは、「年金受給権者氏名変更届」(氏名変更届)を最寄りの社会保険事務所に提出してください。その際、「氏名変更届」の証明欄に市区町村長の証明を受けるか、または「氏名変更届」に戸籍の抄本か住民票を添付し、必ず「年金証書」を添えて提出してください。なお、「氏名変更届」に住民票コードを記載したときには、市区町村長の証明は必要ありません。

国民年金の保険料は口座振替で！



みんなで学ぼう

じんけん

生涯学習課
人権教育係
☎33-1111
(内線332)

「誰の問題」

差別されている人がいるから、差別する人がいるのでしょうか？今までの歴史の中で、差別をする人がいるから差別されている人がつくられてきているのです。ですから、同和地区があるから部落差別があるのではなく、部落差別をする人がいるから、同和地区が存在してしまうのです。差別の現実とは、差別をする人がなくしていく取り組みをしなければなくなることはありません。しかしながら、現実には、差別を受けている人が差別をなくそうとしていることが多いです。いじめ問題もそうですが、いじめをしている人がなくす取り組みをする必要があります。

また、いまだに差別が残っているのには、差別に対して「自分は関係ない」といった無関心なところがあるからではないでしょうか。差別というのは、誰の問題でしょうか？自分の問題ではないのでしょうか？ある中学生が、「自分は小学生のとき友だちをいじめていました。このことが気になっていて、いじめた友だちは今どんな思いだろうと考え、つらくてたまりませんでした。でも中学生になってその思いを言えて、その友だちとも話しができるようになりました」と言っています。差別は、された方もした方もお互いに苦しめるのです。



パートナーシップ通信

vol.5

人権・男女共生係
☎32-1111
(内線292)

「次の世代に明るく未来を」



宇城市男女共同参画推進懇話会
会長 江村 英子

30年間の取り組み

県・住民が一体となり展開されてきております。真の男女平等達成のために、しかし、いまだに掛け声だけが高高に通る過ぎていく傾向があり、人々の多くは日常生活や地域社会の中で男女平等を実感できていないというのが現状です。

男女がイコールパートナーとして真の男女平等を達成するためには、枠組みが整っただけでは不十分であり、女性自身が意欲や能力を向上させることや、互いの人権を尊重しつつ男女の固定的な考え方を改めることが望まれるところです。

宇城市男女共同参画推進懇話会におきましても去る3月25日、20人(女性13人男7人)が委嘱を受け、今後2年間「男女(みんな)がともにいきいきと輝く宇城市」を目指すべく、男女の人権の尊重、社会における制度または慣行についての配慮、政策などの立案および決定への参画、家庭生活における活動と他の活動の両立等、県条例に合わせ、まずは身近

にできる所から取り組んで参りたいと存じます。そこに至る道のりは、一朝一夕に成るものではありませんが、市民の声を拝聴し行政と一体となりたいゆめま歩みが続けていく所存です。男女共同参画は、互いの違いを認め合うだけでなく、「みんな違って、みんないい」と考えるのです。型通りの「男らしさ・女らしさ」を当てはめるのではなく、誰もが型にはめられず伸びやかに活躍できる社会づくりだと信じております。

熊本県平成17年度

男女共同参画社会づくり 地域リーダー研修生募集

男女がお互いに喜びも責任も分かち合いつつ、個性と能力を発揮できる社会づくりに向け、あなたも地域で活躍してみませんか！

【募集対象】県内在住の20歳以上65歳未満の男女で、全研修に意欲を持って参加できる人

【募集人員】20人程度

【研修の主な内容】

- 事前研修(男女共同参画社会づくりに関する基礎的な知識を学習)…9月8日(木)
- 先進地研修(東京都：市川房枝記念会・婦選会館において講話・施設見学・説明、埼玉県：男女共同参画センターにおいて施設見学・説明・交流など)…10月13日(木)～16日(日)(3泊4日)
- 事後研修(今後の活動に向けた学習および討議)…11月24日(木)

【応募方法】参加申込書に必要事項を記入のうえ、作文を添えて、お住まいの市町村の男女共同参画行政担当窓口にご提出ください。参加申込書は、各市町村、県男女共同参画センター、県男女共同参画・パートナーシップ推進課に設置、または県のホームページ(<http://www.danjyo.pref.kumamoto.jp/>)に掲載しています。

【募集締切】6月30日(木)

【発表】選考のうえ8月中旬に通知

【費用】先進地研修に要する費用(約10万円程度)のうち、3分の1程度を県が負担、事前研修および事後研修の旅費については全額を県が負担します。

問合せ先

熊本県男女共同参画センター

☎ 096-355-1187

FAX 096-355-4317

E-mail

danjocenter@pref.kumamoto.lg.jp